

米原市いじめの防止等のための 基本方針(案)



2015年(平成27年)5月制定

2018年(平成30年) 月改定

米 原 市

目 次

策定の背景	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
2 いじめの定義	3
3 いじめの防止等のための組織の設置	4
(1) 米原市いじめ問題対策連絡協議会	
(2) 米原市いじめ問題調査委員会	
(3) 米原市いじめ問題再調査委員会	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために米原市が実施する取組	5
(1) 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) 関係機関等との連携	
(4) 教職員等(各種団体指導者を含む。)の資質の向上および人材の確保	
(5) インターネット上のいじめに対する対策の推進	
(6) 啓発活動の推進	
(7) いじめに対する措置	
2 いじめの防止等のために小中学校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 小中学校における学校いじめ対策委員会の設置	
(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組	
① いじめの未然防止	
② いじめの早期発見	
③ いじめの早期対応	
④ いじめに対する措置	
3 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の発見と調査	
① 重大事態の定義	
② 重大事態の報告	
③ 調査の趣旨および調査主体	
④ 調査結果の分析、提供および報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置	
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	
第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	10

策定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、後に至るまで深刻な影響を与える危険性があるものです。

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

国では、平成25年6月、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が成立し、基本的な理念や体制が整備されました。

法では「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本理念として、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
また、いじめの防止等の対策はいじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できることを旨としなければならない。
加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であると認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。』と定めています。

そこで、平成27年5月に米原市（以下「市」という。）は、この法に基づき、「米原市いじめ防止等のための基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

また、このたび、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、国の「いじめの防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が改定（平成29年3月）され、更に県の「滋賀県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が改定（平成29年9月）されました。

これらを受けて、市は、法第12条および国、県の基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「市の基本方針」を改定します。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの学校にも、起こりうるものであり、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。

いじめは絶対に許されるものではない。しかし、いじめに至るには、友人関係、学級の状態、学力、教師の関わり、児童生徒の生育歴、被虐待経験等の要因や背景が存在します。いじめの行為について厳しく対処することはもちろん、児童生徒についての情報を多面的に集め、児童生徒の行動に潜む要因や背景も十分にアセスメント(分析)し、早期対処および再発防止に努めることが重要です。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要です。併せて児童生徒自身の力でいじめの問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

また、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域と積極的に連携することが重要です。

市ではこうした「子どもの目線」に立って、子どもにとって安心安全な学校を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

2 いじめの定義

市の基本方針において、いじめについては、以下のように定義します。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条)

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って判断します。

○いじめへの対応は個々の教職員のみによることなく、小中学校における学校いじめ対策組織(以下「学校いじめ対策委員会」という。)を活用し、組織的にいじめに該当するか否かを判断します。

○けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む。)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 米原市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する施策の推進に関すること、いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るために必要な事項を行うため、米原市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置きます。

協議会の会長は市長とし、委員は滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長、大津地方法務局長浜支局長、米原警察署長等の関係機関および関係行政職員とします。

協議会には米原市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会(M-SIP)」といふ。)を置く。専門委員会の委員長は教育長とし、委員はスクールソーシャルワーカー等の専門家、米原警察署生活安全課、米原市少年センター、関係行政職員等とします。

(2) 米原市いじめ問題調査委員会

市は、法第24条の規定に基づく必要な調査および法第28条第1項の規定に基づく重大事態に係る事実関係の調査に関すること等を行うため、米原市教育委員会(以下「教育委員会」といふ。)に米原市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」といふ。)を置きます。

委員は臨床心理士、学識経験者、弁護士、医師、その他教育委員会が必要と認める者で構成します。

(3) 米原市いじめ問題再調査委員会

市は、米原市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」といふ。)を置きます。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査委員会の調査の結果について必要な調査を行います。

委員は、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱または任命します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために米原市が実施する取組

(1) 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり

○ 市および教育委員会は、家庭、米原市立小中学校(以下「小中学校」という。)および地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対する挨拶・見守り活動を促進します。

○ 市および教育委員会は、地域における行事および活動ならびに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加および活躍できる環境づくりを促進します。

○ 教育委員会は、学校評議員の意見や学校評価アンケート等で聴取した保護者や地域住民の意見を、積極的に学校運営に取り入れるように、小中学校への指導・助言を行います。

(2) いじめの早期発見のための措置

○ 市および教育委員会は、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制を整備します(米原市子ども電話相談、米原市少年センター、米原市こども家庭相談室等)。

(3) 関係機関等との連携

○ 市および教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うため、家庭、小中学校、地域および関係機関(滋賀県警少年課、米原警察生活安全課、滋賀県彦根子ども家庭相談センター等)との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行います。

○ 教育委員会は、保護者が児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、小中学校および教職員と連携し、保護者を対象とした家庭への支援を行います。

○ 教育委員会は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国および県に対して必要な措置を講じるよう要請します。

(4) 教職員等(各種団体指導者を含む。)の資質の向上および人材の確保

○ 教育委員会は、いじめ防止等に関する研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材の確保に努めます。

○ 教育委員会は、小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言または援助を行います(米原市いじめ等対応支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣)。

(5) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)に対する対策の推進

○ 市および教育委員会は情報モラルや情報リテラシーを身につけさせる教育を推進し、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

○ 教育委員会はインターネット上のいじめは匿名性が高く、インターネット上でいったん拡散すると、消去することは困難であり、いじめの被害者にとどまらず、家庭や地域に多大な被害を与える可能性があるとともに、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに犯罪となり得ることを理解させる取組を推進します。

○ 教育委員会はインターネット上のいじめに関する事案に迅速に対処するため、警察と連携して対応します。

(6) 啓発活動の推進

○ 市および教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性およびいじめに係る相談制度等について、家庭、小中学校、地域および関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行います。

(7) いじめに対する措置

○ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による小中学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、小中学校に対し支援を行い、または必要な措置を講ずることを指示し、重大事態と判断した場合は小中学校とともに必要な調査を行います。

2 いじめの防止等のために小中学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

小中学校は、国、県および市の基本方針を参考にして当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校の基本方針」という。)を策定します。学校の基本方針には、学校におけるいじめの防止等の基本的な方向や取組の内容等について定めるものとします。

小中学校は、学校の基本方針を策定した後、学校ウェブサイトや学校通信等で速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

(2) 小中学校における学校いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、小中学校は、学校いじめ対策委員会を常設します。

学校いじめ対策委員会は、特定の教職員で問題を抱え込みず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行い、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや外部専門家等が参加しながら、より実効的ないじめ防止等の対策に取り組みます。

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ防止等に取り組むに当たって次のような役割について、中核となる役割を担います。

① 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめを許さない環境づくりを行います。

② 早期発見・早期対応

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を果たします。
- いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめに係る情報があった時にはすぐに、いじめ対策委員会を開催し、情報の迅速な共有および関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

③ 学校の基本方針に基づく各種取組

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- 学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。
- 学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行います(PDCA サイクルの実行を含む。)。

(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- 小中学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進します。
- 小中学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくく環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育および体験活動の充実を図ります。
- 小中学校は、児童生徒一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営をめざします。
- 小中学校は、いじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論する活動や命の大切さを学ぶ活動など、児童生徒の自主的な企画および運営による活動を促進します。
- 小中学校は、児童生徒、保護者および教職員に対していじめを防止することが重要であることの理解を深めるための啓発等を行います。

② いじめの早期発見

- 小中学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、学校内外のいじめの早期発見に努めます。また、多くの保護者と連携しながら、児童生徒の変化を把握するようにします。
- 小中学校は、いじめの実態を適切に把握するための無記名アンケートおよび児童生徒の悩みを把握するための記名アンケートの併用、児童生徒との面談等による定期的な調査を行い、結果によっては迅速かつきめ細やかな対応を行います。
- 小中学校は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、児童生徒、保護者ならびに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備します。

③ いじめの早期対応

○ 小中学校は、いじめに係る報告を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努めます。

ア いじめを受けた児童生徒に対する支援、ならびに保護者に対する情報提供および支援。

イ いじめを行った児童生徒に対する指導、行為に至った背景や要因のアセスメント(分析)と改善に向けての支援およびその保護者に対する助言。

ウ 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童生徒への指導。

○ 小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて関係機関等の協力や援助を求める。

○ 小中学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。いじめの状況に応じて、速やかに警察との連携を図ります。

④ いじめに対する措置

加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、被害児童生徒および加害児童生徒の人格の成長を旨として、丁寧に指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件のことを言います。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断で、より長期の期間を設定します。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、市の基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に沿って適切に対応します。

(1) 重大事態の発見と調査

① 重大事態の定義

市の基本方針において、重大事態については、以下のように定義し、市および小中学校はその事態の報告・調査を行います。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (法第28条第1項)

○ 法第28条第1項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定されます。

○ 法第28条第2項の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または小中学校の判断により、迅速に調査に着手します。

○ 児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

② 重大事態の報告

小中学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の趣旨および調査主体

教育委員会または小中学校は、その事態に対処するとともに、その経緯と関係性を明確にするための調査を実施します。小中学校を主体とした調査の場合は、方法等について教育委員会が必要な指導、助言または支援を行います。なお、小中学校が主体の調査では重大事態への対処および同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査委員会にて調査を実施します。

④ 調査結果の分析、提供および報告

調査結果については、教育委員会または小中学校において分析します。教育委員会または小中学校は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供します。教育委員会は、調査の結果を市長に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

① 再調査

市長は、法第 28 条の第1項の規定による教育委員会または小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査委員会にて、再調査を行います。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査においても、当該児童生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供します。

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

また、市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市の基本方針およびこれに基づく施策の実施に当たっては PDCA サイクルに基づき、実施状況を評価点検し、必要に応じて見直しを行います。

また、市はいじめの防止等のための対策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めます。